

県の機関における今夏における電力需給ひっ迫時の対応方針（案）

県の機関は、「でんき予報」（関西電力）、「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）により、厳しい需給状況が予想された場合には、病院やライフライン、文化施設等を除く県庁舎等について、電力会社管内ごとにひっ迫度に応じ、以下の3段階の対応を行うこととします。

【第1段階】 需給ひっ迫時（関西電力管内：電気使用率 95%超過が予想される場合、中部電力管内：供給予備率 5%を下回る場合）

- ① 照明を 1/2 とします。
- ② 空調の設定温度を 28℃から 29℃とします。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。

【第2段階】 需給ひっ迫時（電気使用率 97%超過が予想される場合）

（国から「需給ひっ迫警報」発令）

- ① 照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）
- ② 空調を停止します。

【第3段階】 計画停電時（電気使用率 100%超過が予想される場合）

（国から「緊急速報メール」、関西電力から「計画停電のお知らせメール」の発信）

計画停電が実施される場合は、住民サービスの低下をできる限り招かないよう、『関西電力管内における計画停電が実施される場合の対策について』に従って対応します。

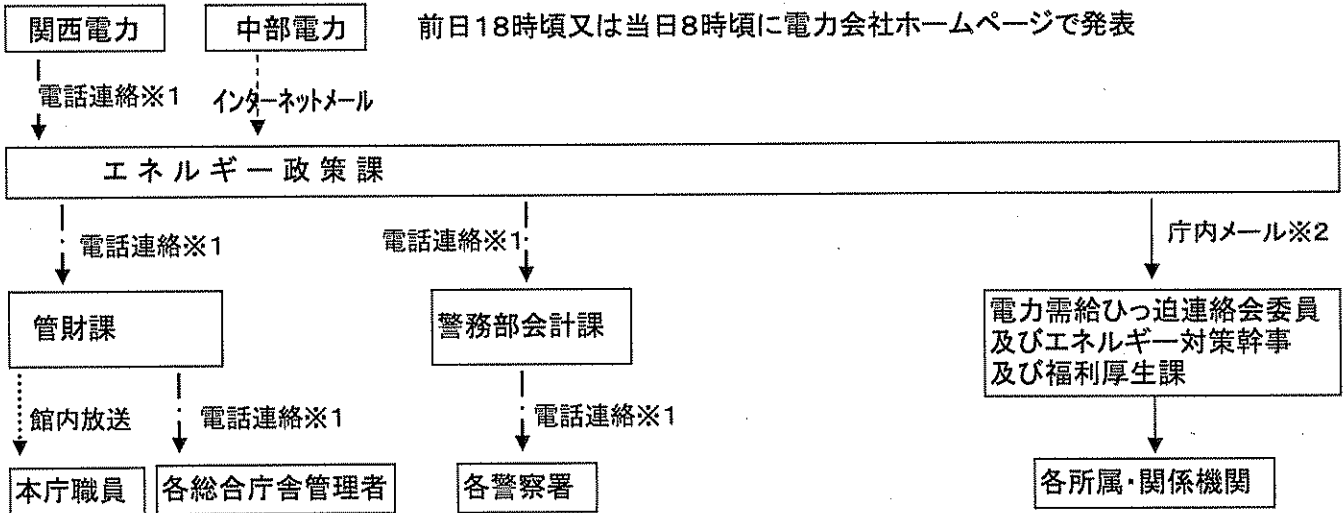
関西電力管内で計画停電が実施される場合、関西電力から供給を受ける県の機関は次のとおり対応することとします。

- ① 照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）
- ② 空調を停止します。

- ・ 電力需給逼迫時における【第2段階】【第3段階】は、危機管理統括監をトップとする『電力需給ひっ迫連絡会』により対応することとします。
- ・ 県は【第2段階】【第3段階】の連絡を受けた場合、該当する電力会社管内の市町、県庁内で直ちに情報共有することとします。
- ・ 情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転することとします。
- ・ 職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合への対策として、個別の空調システムにより空調運転した部屋等を確保するなど、健康管理に配慮した対応を行います。
- ・ 上記の対応は、7月2日（月）から9月7日（金）までの間の平日8時30分から21時に行うものとし、なお電力需給の状況に応じて変更することもあります。

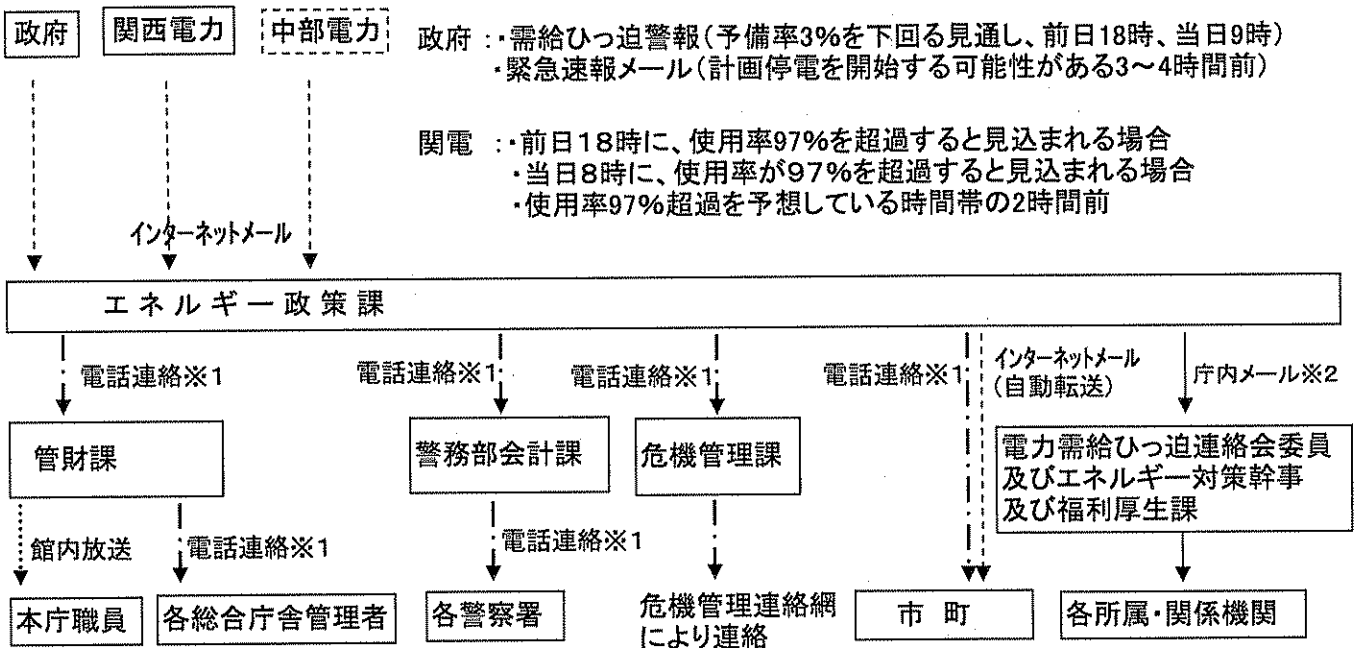
電力需給ひっ迫時の県庁内連絡系統(案)

【第1段階】 需給ひっ迫時 (関西電力管内: 電気使用率95%超過が予想される場合、中部電力管内: 供給予備率5%を下回る場合)



【第2段階】 需給ひっ迫時 (電気使用率97%超過が予想される場合)

【第3段階】 計画停電時 (電気使用率100%超過が予想される場合)



—▶ 電話 - - -▶ インターネットメール —▶ 庁内メール ▶ 館内放送

※1 ... 発表後(または連絡受信後)直ちに連絡する。

休日・夜間の場合は、幹事又は担当者の携帯又は自宅へ連絡する。

※2 ... 当日午前9時までに送付。午前9時までに開封確認がなければ電話連絡をする。